

第四十三回

参議院農林水産委員会議録第七号

昭和三十八年二月十四日(木曜日)

午前十時二十十分開会

出席者は左の通り。

委員長 櫻井 志郎君
理事 仲原 善一君
渡辺 勘吉君
北條 篤八君
森 八三一君
植垣 弥一郎君
重政 庸徳君
中野 文門君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
山崎 斎君
大河原 一次君
大森 創造君
亀田 得治君
北村 鳴君
安田 敏雄君
天田 勝正君
大谷 賢雄君
任田 新治君
吉村 清英君
安楽城 敏男君
後藤 榮徳太郎君
松男君委員
政府委員
農林省農地局長 林野庁長官 事務局側
会専明員
説明員
農林省農地局長 総理農業課長
農林省農地局長 植管農業課長

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を開きます。
 まず、林業信用基金法案を議題とし、提案理由の説明を聴取することにいたします。大谷農林政務次官。
 ○政府委員(大谷賢雄君) ただいま議題となりました林業信用基金法案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。
 御承知のように、最近における国民経済の著しい発展に伴いまして、林業經營の改善とその就業者の所得の向上をはかることが各方面から要請せられ、他方、木材需要の増大等林産物の需要構造にも顕著な変化が見られるのであります。このような事態に対処いたしまして、林業生産の増大、その生産性の向上、木材の需給と価格の安定等に資するための施策の一環としまして林業金融の円滑化をはかる必要があるのでございまして、昨年の中央森林審議会におきましても、この趣旨の答申がなされているのであります。
 申し上げるまでもなく、現在、林業においては森林組合系統組織は預金業務を行なっていないため、農協、漁協の系統組織に比しまして、その内

部で必要な資金を自己調達する能力がきわめて乏しく、また林業固有の融資保証機関も存在していないのであります。このような事情にかんがみまして、林業の生産性の向上と林業經營の改善に資するためには、農林中央金庫その他の民間融資機関から林業經營に必要な資金の円滑な導入をはかることが必要であります。そのため、林業者等が木材等林産物の生産に要する資金等種苗等林業生産に必要な資材の共同購入に要する資金等林業經營の改善に資する資金を民間融資機関から借り受け保証する林業信用基金制度を新たに設けることといたし、この法律案を提出することとしたのであります。

次に、この法律案の内容について概略を御説明申し上げます。
 まず第一に、第一章の総則におきましては、この法律を通じて問題になります「林業者等」及び「融資機関」の定義をいたしますとともに、特殊法人たる林業信用基金の目的、事務所、定期的開催の会合及びその運営の規定をしております。「林業者等」の定義には、基金の行なう業務の範囲、業務方法等について規定しております。基金の業務は、先にも述べましたように、出資者たる林業者等が融資機関から借り入れた資金につき、当該融資機関に対して負担する債務を保証することとあります。何とぞ慎重に評議員会に諮問しなければならないことをいたしております。

第三に、第四章の業務におきましては、基金の行なう業務の範囲、業務方法等について規定しております。基金の業務は、先にも述べましたように、出資者たる林業者等が融資機関から借り入れた資金につき、当該融資機関に對して負担する債務を保証することとあります。何とぞ慎重に評議員会に諮問しなければならないことをお願いする次第であります。

○委員長(櫻井志郎君) 以上をもつて、提案理由の説明は終わりました。

○委員長(櫻井志郎君) 次に、森林組合助成法案、狩猟法の一部を改正する法律案及びただいま説明のありました林業信用基金法案について、順次補足説明及び提出資料の説明を聴取することにいたします。吉村林野庁長官、補助成法案提案理由の補足説明を申し上げます。

○政府委員(吉村清英君) 森林組合合併助成法案の内容について、補足して御説明申し上げます。
 さきに御説明いたしました提案理由にもありましたとおり、本法案は森林組合の合併についての援助、合併後の森林組合の事業經營の基礎を確立する

内容にふさわしい「鳥獣保護及狩猟ニ
関スル法律」と改めるとともに、この
趣旨を明瞭にするため、本法の目的は、
鳥獣保護事業を実施し、及び狩猟を
適正化することにより、鳥獣の保護繁
殖、有害鳥獣の駆除及び危険の予防を
はかり、もって生活環境の改善及び農
林水産業の振興に資することである旨
の目的規定を設けたのであります。

次に、第二としまして、鳥獣保護に
かかる制度につきまして、御説明申し
上げます。

その第一点は、鳥獣の保護を計画的、かつ、統一的に行なうため第一条
ノ二として鳥獣保護事業計画制度を設
けたことであります。

その第二点は、鳥獣の保護を計画

的、かつ、統一的に行なうため第一條
ノ二として鳥獣保護事業計画制度を設
けたことであります。

すなわち、都道府県知事は、鳥獣保
護区、休獵区等の設定、人工繁殖およ
び放鳥獣、有害鳥獣駆除、鳥獣の生息
状況調査等鳥獣保護事業につき、農林
大臣が中央鳥獣審議会の意見を聞いて
定める基準に従い、鳥獣保護事業計画
を立てなければならぬものとし、都
道府県知事は、計画の作成または変更
に際しては、都道府県鳥獣審議会の意
見を聞くと同時に、事後において農林
大臣に報告しなければならないものと
いたしております。

また、國は、鳥獣保護事業計画の樹
立に關して必要があると認めるとき
は、都道府県対し勧告を行ない、鳥
獣保護事業を実施するため必要な指導
及び援助を行なうよう努めるものとす
ることとともに、都道府県知事は、鳥獣保
護事業計画の達成をはかるため、所要
の措置を講ずるものといたしておりま
す。第一条ノ三の規定がこれでござい
ます。

第二点は、禁獵区制度を廢止して鳥

獣保護区制度に統合し、特に鳥獣の保
護繁殖をはかるため必要がありますと
きは、鳥獣保護区の区域内に特別保護
地区を指定することができます。第八条ノ二の
改正が、これであります。

従来の禁獵区は、一定の地域を定
め、その地域内の鳥獣の捕獲を禁止
し、自然繁殖によってその目的を達し
ようという、いわば消極的な保護制度で
ございましたが、野生鳥獣の減少に伴
い、そのような消極的な方法によって
は、十分所期の目的を達成することが
困難となつて参りましたので、賞果、
給餌、給水等の施設を設置されること
に対する受恩義務程度のものは新たに
課するとともに、名称も鳥獣保護区に
統一し、従来の立木竹の伐採制限、工
作物等の設置制限等を伴う積極的な鳥
獣保護区は、特別保護地区と改称し、新
たな鳥獣保護区の区域内に指定して設
けるものといたしたのであります。

第三に、狩猟にかかる制度に關する
改正につきまして、御説明申し上げ
ます。

その第一点は、狩猟免許及び講習会
の制度の改正であり、第四条、第七条
及び第七条ノ二の改正がこれでござい
ます。

その第一点は、狩猟免許及び講習会
の制度の改正であり、第四条、第七条
及び第七条ノ二の改正がこれでござい
ます。

現行法では、住所地の都道府県知事
の狩猟免許を受けければ、いずれの都道
府県におきましても狩猟を行なうこと
ができるのであります。この制度

は、鳥獣の多数生息する都道府県の鳥
獣保護の意欲をややもすると阻害する
ことにもなり、間接的に野生鳥獣の減
少に影響を及ぼしている現状でござい
ますので、これを改め、都道府県知事
が、その管轄する区域内の狩猟事情を

把握し、鳥獣保護事業の推進に責任を
もつて当たれるよう、狩猟免許の効力を
護繁殖をはかるため必要がありますと
きは、鳥獣保護区の区域内に特別保護
地区を指定することができます。第八条ノ二の
改正が、これであります。

従来の禁獵区は、一定の地域を定
め、その地域内の鳥獣の捕獲を禁止
し、自然繁殖によってその目的を達し
ようという、いわば消極的な保護制度で
ございましたが、野生鳥獣の減少に伴
い、そのような消極的な方法によって
は、十分所期の目的を達成することが
困難となつて参りましたので、賞果、
給餌、給水等の施設を設置されること
に対する受恩義務程度のものは新たに
課するとともに、名称も鳥獣保護区に
統一し、従来の立木竹の伐採制限、工
作物等の設置制限等を伴う積極的な鳥
獣保護区は、特別保護地区と改称し、新
たな鳥獣保護区の区域内に指定して設
けるものといたしたのであります。

第三点は、禁獵区が廢止されました
にわたりて有効であります。今回、
新たに政令によつて試験を含む一定
の課程を設け、講習会の課程の修了者
に対して修了証明書を交付することと
して、免許の嚴正を期すとともに、この課程の修了者は、政
令で定める一定年間は全国において狩
猟免許を受け得ることとして、狩猟者
の便宜をもあわせてはかつた次第でござ
ります。

現行法においては、鳥獣保護区
の制度を新設したことであります。
現行法におきましては、鳥獣保護区
の地域を限り、三年以内で定める一定
の期間鳥獣の捕獲を禁止する休獵区の
制度を設け、これを巡回式に設定し
て、一般獵野における狩猟の調整を行
ない、狩猟鳥獣の保護繁殖をはからう
とするものでございます。

第四は、鳥獣行政の組織に関する改
正であります。

第二十一条ノ五から第二十二条ノ十まで
の規定が、これでございます。

第一点は、都道府県鳥獣審議会を設
立しておいたしたことであります。

第二点は、禁獵区制度を廢止して鳥

獣保護区制度に統合し、特に鳥獣の保
護繁殖をはかるため必要がありますと
きは、鳥獣保護区の区域内に特別保護
地区を指定することができます。第八条ノ二の
改正が、これであります。

従来の禁獵区は、一定の地域を定
め、その地域内の鳥獣の捕獲を禁止
し、自然繁殖によってその目的を達し
ようという、いわば消極的な保護制度で
ございましたが、野生鳥獣の減少に伴
い、そのような消極的な方法によって
は、十分所期の目的を達成することが
困難となつて参りましたので、賞果、
給餌、給水等の施設を設置されること
に対する受恩義務程度のものは新たに
課するとともに、名称も鳥獣保護区に
統一し、従来の立木竹の伐採制限、工
作物等の設置制限等を伴う積極的な鳥
獣保護区は、特別保護地区と改称し、新
たな鳥獣保護区の区域内に指定して設
けるものといたしたのであります。

第三点は、禁獵区が廢止されました
にわたりて有効であります。今回、
新たに政令によつて試験を含む一定
の課程を設け、講習会の課程の修了者
に対して修了証明書を交付することと
して、免許の厳正を期すとともに、この課程の修了者は、政
令で定める一定年間は全国において狩
猟免許を受け得ることとして、狩猟者
の便宜をもあわせてはかつた次第でござ
ります。

現行法においては、鳥獣保護区
の制度を新設したことであります。
現行法におきましては、鳥獣保護区
の地域を限り、三年以内で定める一定
の期間鳥獣の捕獲を禁止する休獵区の
制度を設け、これを巡回式に設定し
て、一般獵野における狩猟の調整を行
ない、狩猟鳥獣の保護繁殖をはからう
とするものでございます。

第四は、鳥獣行政の組織に関する改
正であります。

第二十一条ノ五から第二十二条ノ十まで
の規定が、これでございます。

第一点は、都道府県鳥獣審議会を設
立しておいたことといたしてあります。

第二点は、禁獵区制度を廢止して鳥

すなわち、都道府県に、関係行政
の職員及び学識経験者十五人以内に
よつて構成される都道府県鳥獣審議会
を設置して、本法によりその権限に属
させられた事項を行なうほか、鳥獣の
保護繁殖及び狩猟に關する重要な事項を
もつて当たれるよう、狩猟免許の効力を
もつて当たれるよう、狩猟免許の効力を
握り、鳥獣保護事業の推進に責任を
ととともに、受託者については地方公共
団体が設定する獵区にあっては、都道
府県の区域内における鳥獣の生息状
況その他の事情を勘案するとともに、
特に必要があると認めるときは、狩猟
免許申請者の適性の有無を審査して免
許をなすものといたし、狩猟の適正化
をはかることといたしてあります。

また、都道府県知事は、狩猟免状と
合わせて同時に記章を交付するものと
し、狩猟免許者にそれを佩用させ、一
般獵野における狩猟取り締りの便に資
せしめるものといたしました。

なお、免許資格としての講習につき
ましては、その効力は從来どおり全国
にわたつて有効であります。今回、
新たに政令によつて試験を含む一定
の課程を設け、講習会の課程の修了者
に対して修了証明書を交付することと
して、免許の厳正を期すとともに、從
来の入獵規程の名称を獵区管理規程と
改めまして、名実ともに獵区運営のた
めの基準とすることといたしており
ます。

第三点は、禁獵区が廢止されました
にわたりて有効であります。今回、
新たに政令によつて試験を含む一定
の課程を設け、講習会の課程の修了者
に対して修了証明書を交付することと
して、免許の厳正を期すとともに、從
来の入獵規程の名称を獵区管理規程と
改めまして、名実ともに獵区運営のた
めの基準とすることといたしており
ます。

第二点は、鳥獣保護事業の実施の事務
ととくに、受託者については地方公共
団体が設定する獵区にあっては、都道
府県の区域内における鳥獣の生息状
況その他の事情を勘案するとともに、
特に必要があると認めるときは、狩猟
免許申請者の適性の有無を審査して免
許をなすものといたし、狩猟の適正化
をはかることといたしてあります。

なお、これに伴い、現在の鳥獣審議
会の名称を中央鳥獣審議会と改めるこ
とといたしてあります。

第三点は、鳥獣保護事業の実施の事務
ととくに、受託者については地方公共
団体が設定する獵区にあっては、都道
府県の区域内における鳥獣の生息状
況その他の事情を勘案するとともに、
特に必要があると認めるときは、狩猟
免許申請者の適性の有無を審査して免
許をなすものといたし、狩猟の適正化
をはかることといたしてあります。

第四は、鳥獣行政の組織に関する改
正であります。

第二十一条ノ五から第二十二条ノ十まで
の規定が、これでございます。

第一点は、都道府県鳥獣審議会を設
立しておいたことといたしてあります。

第二点は、禁獵区制度を廢止して鳥

ります。

また、附則におきましては、この法律の施行期日につき定めるとともに、以上のような鳥獣保護区、獵区等の制度に関する改正に伴い必要となる経過措置を講じ、農林省設置法を初めとする関係法律の規定につき、所要の整備を行なうことといたしております。

それで引き続きまして、狩獵法の一部を改正する法律案の参考資料の概要を御説明を申し上げたいと存じますが、まず参考までにあげてございますのは鳥獣審議会の答申の簡単な要旨をここにあげております。大体この趣旨に沿いまして今回の改正を行なおうとにあたしておるわけでございますが、その中で若干十分に、この答申どおりにいっておらないところもございます。

たとえて申しますと、保護のところの(3)、「国は、鳥獣保護上必要な土地等の買取りができるような制度を設ける。」というようなことでございますが、これはいろいろ議論があつたところですが、これにはいろいろな理由でございますが、この法案ではこのようにいたさなかつた次第でございます。また狩獵のところで、「狩獵は、農林大臣の指定した場所のみで行な

る」というようなこともございまして、その趣旨には、鳥獣保護区の設置法を初めとする関係法律の規定につき、所要の整備を行なうことといたしてあります。

それで引き続きまして、狩獵法の一部を改正する法律案の参考資料の概要を御説明を申し上げたいと存じますが、まず参考までにあげてございますのは鳥獣審議会の答申の簡単な要旨をここにあげております。大体この趣旨に沿いまして今回の改正を行なおうとにあたしておるわけでございますが、その中で若干十分に、この答申どおりにいっておらないところもございます。

たとえて申しますと、保護のところの(3)、「国は、鳥獣保護上必要な土地等の買取りができるような制度を設ける。」というようなことでございますが、これはいろいろ議論があつたところですが、これにはいろいろな理由でございますが、この法案ではこのようにいたさなかつた次第でございます。また狩獵のところで、「狩獵は、農林大臣の指定した場所のみで行な

る」というようなことがござります。また狩獵のところで、「狩獵は、農林大臣の指定した場所のみで行な

る」というようなこともございまして、その趣旨には、鳥獣保護区の設置法を初めとする関係法律の規定につき、所要の整備を行なうことといたしてあります。

それで引き続きまして、狩獵法の一部を改正する法律案の参考資料の概要を御説明を申し上げたいと存じますが、まず参考までにあげてございますのは鳥獣審議会の答申の簡単な要旨をここにあげております。大体この趣旨に沿いまして今回の改正を行なおうとにあたしておるわけでございますが、その中で若干十分に、この答申どおりにいっておらないところもございます。

たとえて申しますと、保護のところの(3)、「国は、鳥獣保護上必要な土地等の買取りができるような制度を設ける。」というようなことでございますが、これはいろいろ議論があつたところですが、これにはいろいろな理由でございますが、この法案ではこのようにいたさなかつた次第でございます。また狩獵のところで、「狩獵は、農林大臣の指定した場所のみで行な

る」というようなことがござります。また狩獵のところで、「狩獵は、農林大臣の指定した場所のみで行な

る」というようなことがござります。また狩獵のところで、「狩獵は、農林大臣の指定した場所のみで行な

る」というようなことがござります。また狩獵のところで、「狩獵は、農林大臣の指定した場所のみで行な

る」というようなことがござります。また狩獵のところで、「狩獵は、農林大臣の指定した場所のみで行な

る」というようなことがござります。また狩獵のところで、「狩獵は、農林大臣の指定した場所のみで行な

丸太と、それから杉正角類の価格の推移をあげたものでございますが、過去の数年間のものはこの上の欄にありますとおりでございまして、一番右から二番目のところの、杉正角の卸売価格のところをごらんいただきますと、東京で、逐次三十三年から上がって参りまして、三十六年がピークになって立方メーター当たり二万一千五百五十円でございますが、それが三十七年度に入りますと若干下がって参りまして、今落ちついておるところでございますが、それを月別に見てみますと下のような欄でございまして、この個所は上から通してございますので、そのようになら通してございますと、東京の卸売価格のところをごらんをいきまると、三十六年度の八月、九月、十月と、こういったところがピーク時になって、これが価格安定の緊急対策を実施をする前の状況でございます。それから逐次下がりまして、次のページをごらんをいただきますと、三十七年の間は若干の季節的な変動はございましたが、大体おおむね横ばいを続けておると申し上げても差しつかえないかと存する次第でござります。以上が木材価格の安定でございます。

それから次が第四表の「債務保証対象者の概要」でございますが、個人並びに組合以外の、森林組合あるいは木材協同組合を除いた以外の法人及び団体の数字をあげておるわけでございますが、個人の森林所有者が二百七十五千、それから組合以外の法人及び団体が二十六万五千ということになつておりますと、計で二百九十七万ということになつております。それから木材製造業者でございますが、個人が一万

七千、それから組合以外の法人または団体が一万三千で、計で三万になつております。それから木材伐出業者が、両方区分をした統計がございませんのですが、合わせまして三万五千、それから種苗生産業者が二万、それから木炭生産業者——これはこの「摘要」にもあげておりますが、木炭生産合理化対策による共同生産の対象になつております製炭者の数がございますが一万五千ござります。それからシイタケの生産業者が、これは全業者でございますが一千、総計で三百七万一千ということがあります。

次が先ほど除きました組合及び連合会でございますが、対象の組合数は、森林組合が、先ほども、前のときに申し上げました四千百四十七組合、それから木材協同組合が九百五十七、それから種苗生産協同組合、これが四十九、種苗農業協同組合が九つございまして、これが総計が五千百六十二になつております。その構成員は、総計を申し上げますと百八十万ということになります。このほかに連合会でございますが、森林組合連合会、木材協同組合連合、それから種苗生産協同組合連合会、全国森林組合連合会、木協の全国の連合会、種苗生産協同組合の全国の連合会といふような連合会がございますが、これが七十五組合でございますが、構成員が、組合数でございますが四千二百十三組合でございます。これは下部の単位組合の数でございます。

それから、その次の五番目の資料をござらんいただきますと、林業関係の資本金がどういうように動いているか、と申しますか、どういうようなところからして、どの程度借り入れられているかといふ

ことでございますが、これは今度の制度の関係もございまして、設備資金を除いておるわけでございます。で、この区分は、全国銀行とそれから中小企業金融機関とに分けて掲上をいたしておりますが、林業は、一般の私どもの考えております林業の範疇に入るものでございますが、これが、総額と、それから資本金一千万円以下と分けてここに掲上いたします。で、ここで総額をごらんいただきますと、一番下の欄にあるところがそれでございまして、資本金一千万円以下のものが二百七十六億ということでございます。それから木材、木製品業でございまが、木材木製品業の総額は、この左側のほうに書いたとおりでございますが、その中で、本製品を除きました製材業と申しますか、一次加工業と申しますか、そういう種類のものは、大体その下にも書いてござりますが、調査をいたしました結果、六〇%程度という推定をいたしまして、この欄をより分けてみますと、この対象になりそうなものが千五百六十億五千八百万円といふことになるわけでございます。これは一応一千円以下ということで計上をいたしておりますが、ただ、これは一千万円以上になりますても、その従業員が三百人以下でござりますと、またこの対象にもなって参りますので、必ずしもこの数が的確な数字とは申し上げられないかとも考えておるのでございますが、大体だいまわかります資料で調べましたのは、さようなことです。

の欄でこちらのとおりでございまして、短期、長期を合わせますと六十四億五千七百万円を借り入れておるということでございます。木材協同組合については百三十八億一千九百万というまことにどうも簡単でわかりにくかったと存じますが、以上で私の御説明を終わりります。

○委員長(櫻井志郎君) 以上をもって説明を終わりました。

○鷗田得治君 打ち合わせ外かもしれないが、ちょっと追加資料をお願いしておきたいと思います。

狩獵法の一部を改正する法律案の関係ですが、まず最初に、鳥獣審議会の答申の要旨というものが出てるわけですが、これを全文お願ひしたいことと、それから、できましたら、議事録を出してほしい。それから、現在の鳥獣審議会のメンバーが二十五人あるわけですが、肩書などをつけてひとつ名簿を出してほしい。

それから、現在の狩獵免許者の、先ほど統計をいただきましたが、その年齢別の仕訳をひとつお願いしたい。

それから、現在の禁獵区ですね、これを全部ひとつ表にしていただきたい。それと、現行の二十一條以下の罰則並びに八条の免許の取消しに関する過去の事例ですね、できるだけ詳しく中身がわかるようにしていただきたいと思います。

それから、現行法の第一条の第二項の鳥獣の種類ですね、これは何かに印刷したものがあるのだろうと思いますが、それをひとつお願ひします。これは急に言ってもできないと思うし、審議にさしつかえると思いましたので、

○委員長(櫻井忠郎君) 今の亀田委員の資料要求のうち、免許者の年令別の仕分けといふのはわかりますか。

○政府委員(吉村清英君) 極力探してみます。

○亀田得治君 わかる程度で……。

○政府委員(吉村清英君) はい、できだけ探してみます。

○委員長(櫻井忠郎君) あるいは二十才から三十才までとかね、相当大きく分けて……。

○政府委員(吉村清英君) できるだけやってみます。

○委員長(櫻井忠郎君) それと免許者取り消しの事例というのはどうですか。

○政府委員(吉村清英君) これも調べられるだけ調べます。

それから禁獣区の表というのは、あれでございますね、表にずっと書き上げればいいわけですか。

○鶴田得治君 ええ、全部書き上げてもらつて……。

○政府委員(吉村清英君) 個所別でござりますね。

○亀田得治君 ええ。

○委員長(櫻井忠郎君) 続いて、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行なうことになりました。

○大河原一次君 現在、今までの開拓政策並びにこれから開拓政策をどういうふうに持っていくかということについてきわめて重大な問題があると思うし、特に現在開拓農家の実態等をながめますと、ますます開拓政策に対する今後の方策というものは慎重

に、重大に考へていかなきやならぬと思うので、そういう意味では、特に審議会の答申も出でるようあります。私はその審議会の出されである答申について、今後どのような方途をこれに對して立てていくかということについて、ほんとうは大臣にお聞きしたいと思うのですが、いずれあらためて大臣に最終的にお聞きしたいとお聞かれてお聞きしたいのですが、今申し上げたように、私は從來政府がとつて参りました開拓政策といふものの性格といいますか、あるいはまた政府のこれに対する方針等をながめますと、どちらかといえば、農政のほうを向いているのではなくて、何か今一類、二類、三類なんて分類されて、その中にいろいろ第一類に対しても一般農政を対象にするというようなことも出ておるので、しかし今後そういう分類をされておって、分類された農家に対するいろいろな手当もあるありますようが、それにいたしましても、従来の性格といふものは社会政策的な見地からこれに当たってきたのではないか、しかもみづちい社会政策的な政策でこれに對処してきたと思う。したがって、なかなか今言つたそな態度にはなかなかならぬと思うので拓農家の經營の安定とか當農類型に基づいて一般既存の農家に比肩するようですが、そういう意味でひとつ今後も、今基本的態度といふものが配付されましたが、この中を見えておりませんが、ひとつ今後の当局のとるべき開拓政策

だと思ふので伺いたい。

○政府委員(大谷賛雄君) ただいま大河原委員から御指摘がございましたように、開拓者の問題はきわめて重要なございまして、農林省としましては努力をいたしておりますが、足らざるところが非常に多いと存じますので、今後、開拓者の問題につきましては細心の、ことに三類の分類が出て、第三類の、こういう人々があることを考えますと、慎重に周密な配慮を立てなければならぬ、かようになります。

○大河原一次君 農地局長でございますが、従来とて開拓政策といふのは一般農政というよりか、農政のほうを向いているのではなくて、社会政策的な見地からのみ、むしろそのほうにウエートを置いた、そういう政策なり対策がとられてきたと思うのですが、その点どうですか、農地局長。

○政府委員(任田新治君) 先般の委員会でも若干申し上げたのでござりますが、終戦直後の事情から申しまして、外地からの引揚者、復員者という方々ないしは国内の都市からの疎開者の方に対するある程度の社会保障的な施策でございましたし、これとあわせて

○政府委員(任田新治君) 終戦直後から数年間の間というのは、御承知のように、その入植された方々の土地自体の条件についての吟味と申しますが、またその土地に対する施策をおきまして、最も不十分な点が非常にあつたと思います。しかしながらそれについて逐次建設工事なり、あるいはこれに関連しまして、基本的な施策を打ち出しておつたわけですが、終戦直後の事情から申しまして、外地からの引揚者、復員者という方々が、その点どうですか、農地局長。

○政府委員(任田新治君) 終戦直後から数年間の間というのは、御承知のように、その入植された方々の土地自体の条件についての吟味と申しますが、またその土地に対する施策をおきまして、最も不十分な点が非常にあつたと思います。しかしながらそれについて逐次建設工事なり、あるいはこれに関連しまして、基本的な施策を打ち出しておつたわけですが、終戦直後の事情から申しまして、外地からの引揚者、復員者という方々が、その点どうですか、農地局長。

○大河原一次君 一類、二類に入らない、いわゆる三類として負債整理なき政策が取られたのですが、それでも不十分な点が非常にあつたと思います。しかしながらそれについて逐次建設工事なり、あるいはこれに関連しまして、基本的な施策を打ち出しておつたわけですが、終戦直後の事情から申しまして、外地からの引揚者、復員者という方々が、その点どうですか、農地局長。

○政府委員(任田新治君) まず最初に御指摘のございました問題でございまが、全戸移転いたされたのは、三十五年では二十二地区数でございました。この戸数は八十四戸でございました。それから一部地区のうち一部移転されたそういう地区が百二十三戸ござります。このよなことで三十六年に

つきましては地区数におきましては一部移転が二百四十七地区、全戸移転が三十四地区ということで、戸数にしまして三百二十一戸ということがあります。このよなことで三十六年に

つきましては地区数におきましては一部移転が二百四十七地区、全戸移転が三十四地区ということで、戸数にしまして三百二十一戸ということがあります。このよなことで三十六年に

つきましては地区数におきましては一部移転が二百四十七地区、全戸移転が三十四地区ということで、戸数にしまして三百二十一戸ということがあります。このよなことで三十六年に

つきましては地区数におきましては一部移転が二百四十七地区、全戸移転が三十四地区ということで、戸数にしまして三百二十一戸ということがあります。このよなことで三十六年に

つきましては地区数におきましては一部移転が二百四十七地区、全戸移転が三十四地区ということで、戸数にしまして三百二十一戸ということがあります。このよなことで三十六年に

つきましては地区数におきましては一部移転が二百四十七地区、全戸移転が三十四地区ということで、戸数にしまして三百二十一戸ということがあります。このよなことで三十六年に

か、当局としては過剰入植対策の一環としてこのようない離農対策を今後続けていかれて、今後どの程度の戸数が離農されていくかという見通しがあるならひとつ伺いたい。

○政府委員(任田新治君) ただいまの段階では一昨日申し上げましたようなことで、一応の目安といたしまして、三類の方々をどうするかという問題がございまして、相当数の方がおられますが、現状におきましては、その吟味がまだ不十分でございまして、従前の考え方からいきますと、この予想の戸数は約九千戸の考え方になつております。

○大河原一次君 新規入植者が年々減つていかれるようない傾向ですが、これは当局から見ればあるいは喜ばしい傾向かもしませんが、これは減つていくという傾向ですが、その理由といいますか、何か減つていくといいう傾向の中には、どういうような理由があるのですか、これをひとつ……。

○政府委員(任田新治君) 減つて参りますのは、全体としては何と申しますても、希望者の減少でござります。それから一方、国全体といたしまして新規の入植よりやはり既農家の今後の自立経営に向かう方に対する今後の施策の問題点、それから離農関係、この関係をきっぱりしていかなければならぬといいう方向に向いておりますので、積極的に新規入植を奨励するとかといふようなことは特別やつていよいわけであります。

○大河原一次君 今日まで先ほど御説明になりました一千戸百戸の農家ですが、このうち、これは当時いわゆる過剩入植対策のときに説明された記憶が

あるのですが、これは必ずしも他産業にのみ転職せしめるというばかりではなくて、この中から新たなるいわゆらひとつ伺いたい。

○政府委員(任田新治君) ただいまの段階では一昨日申し上げましたようなことと、一応の目安といたしまして、三類の方々をどうするかという問題がございまして、相当数の方がおられますが、現状におきましては、その吟味がまだ不十分でございまして、従前の考え方からいきますと、この予想の戸数は約九千戸の考え方になつております。

○大河原一次君 新規入植者が年々減つていかれるようない傾向ですが、これは当局から見ればあるいは喜ばしい傾向かもしませんが、これは減つていくという傾向ですが、その理由といいますか、何か減つていくといいう傾向の中には、どういうような理由があるのですか、これをひとつ……。

○政府委員(任田新治君) その離農された方がが從来の縁故者、たとえば両親のところであるとか、そのようなことで別の場所に縁故をたどつて参りまして農業に入ったというような方々が全体の九・九%でございます。それからそうではなくて、その場所は出ましたけれども、國のほうで考えておりました別の開拓地、そこへ再入植いたしました者が全体の一・%、それから海外へ新たに出かけられたというが五・七%、こういうようなことになります。その他の方は他に漁業であるとか、あるいは林業であるとか、あるいは鉱山の関係建設業あるいは一般の製造業というふうに転換されていております。

○大河原一次君 この際これはいわゆる過剰入植対策としてとられた方策で、さあ、あるいは鉱山の関係建設業あるいは農業基本法によりまして具体的に計画を立てている仕事でござりますが、現在の段階では、御承知のとおり国全体を対象とすべきものではあっても、特別の地区を指定いたしまして、さあ、あたりこれは所管外のことではございますが、全国三千市町村に対しまして、おおむね今後十年間で、その指定地区について、ある程度濃密な構造改善事業を進めていきたいという考え方になつて入つていかれると思います。

○大河原一次君 その点、もう少ししながら、これは忘れてしまつたのですが、たとえば離農資金等はどの程度払われますか、政府で出されたのですか、離農資金というのですか、あるいはこれが、このうち、これは当時いわゆる過剩入植対策のときに説明された記憶が

すが、これはどうなんですか。

○説明員(後藤松男君) それでは入植當農課長から申し上げます。しばしば

局長からもこの点につきましては御答弁申し上げておりますけれども、離植

に際しましての助成的な意味をもちまして、一戸当たり国におきまして二十万円、県に十万円の負担をお願いいたしました、計三十万円の手当を助成いたします。

○大河原一次君 そこで、私はあらためて当局のお考えをただしたいのです。が、まだよくわかりませんが、構造改善計画ですが、この一般農家に進められており構造改善計画と、これから開拓政策をどういふうに結びつけていくか、関係があるのかないのか。いわばこれから開拓農家をどういふうに取り上げていくのか、その関係ですが、なかなかならないいいのですが、お聞きしたいのです。

○大河原一次君 その辺僕はちょっと

わからぬところですが、確かにこれは指定地域なりパイロット地域の中に、たまたま開拓部落があつたとすれば、当然その開拓部落は構造改善指定地域の中で、一般農家と同じようなそういう立場でこれに当たつていくことがで

きるわけですが、そういうふうに考えてよろしいですか。

○大河原一次君 答申の中にもちょっとあります。が、現在の段階では、御承知のとおり国全体を対象とすべきものではあっても、特別の地区を指定いたしまして、さあ、あたりこれは所管外のことではございませんが、全国三千市町村に対しまして、おおむね今後十年間で、その指

定地区について、ある程度濃密な構造改善事業を進めていきたいという考え方になつていいと思います。

○大河原一次君 答申の中にもちょっとあります。が、これはまあ三類は三類に対するいろいろ財政の点であるとか、あるいはいろ

うな離植対策というものをとられることがありますね。そこで一類、二類がきまつて参るわけ

でございます。

○政府委員(任田新治君) そうすると、三類はそのまま二類に分類されたものは、せつかくの構造改善の指定地域に入つても、一類、二類の個々の農家としてあります。具体的にはいわゆる第一類の方々が、この指定地域の中に入る、あるいは指定地域の中に入らなくて

改めの仕事が、開拓者のために進めら

れていくという考え方でいるわけですが、開拓の関係におきましては、たまたまその中に、指定地域の中を開拓に際しましての助成的な意味をもちましておりました。が、まだよくわかりませんが、構造改

善計画ですが、この一般農家に進められており構造改善計画と、これから開拓政策をどういふうに結びつけていくか、関係があるのかないのか。いわばこれから開拓農家をどういふうに取り上げていくのか、その関係ですが、な

くわからぬところですが、確かにこれは指定地域なりパイロット地域の中に、たまたま開拓部落があつたとすれば、当然その開拓部落は構造改善指定地域の中で、一般農家と同じような立場でこれに当たつていくことがで

にも何か、開拓農家の場合は構造改善計画の先達としてこれを育てていかなきゃならないということをうたわれていたと思うんです。ですから、三類の場合はこれはまた別個に考えなくちゃならぬと思うんですが、やはり積極的に、指定地域の中にたまたま開拓部落がある、開拓農家があるから仕方なしにということでなく、むしろこういう面こそ、開拓部落あるいは開拓農家に對してこそ積極的な、これからさらに土地の取得であるとか、あるいは開拓建設工事、あるいはまたこれに付随する事業の面というものをもつと一貫した方針で、むしろこの構造改善事業に合わせて、從来もとつて参つたでありますようが、もちろん開拓建設工事あるいは付帯工事というものがありますね。そういうものに対してもこれまで全くまちまちだと思う、もう一貫してない。こういったものをむしろ積極的に結びつけて、答申の中にあるような先達としての構造改善計画をこれに乗せていくといふ、そういう政策をとらなければならぬのではないかと、こういうふうに私どもは考へている。どうですが、その点。

○政府委員(任田新治君) 昨日の委

員会でも申し上げましたが、実のところ、この第二次振興の計画樹立の基本になりますところの基礎資料の整理が、昨年の十一月にどうにかまとまりましたとして、さああたり本年は六百市町村の地域の中の開拓地につきまして個々の計画樹立をやついていきたい、このように考へておるわけであります、全般といたしましての計画が具体的にどうだということについては、今後の問題でござります。本日

差し上げております資料の中にこの関係の構想というものがござりますが、現在の段階ではこの構想でもついたと思ふんです。ですから、三類の場合はこれはまた別個に考えなくちゃならぬと思うんですが、やはり積極的に、指定地域の中になつたが開拓農家があるから仕方なしに」ということでなく、むしろこういう面こそ、開拓部落あるいは開拓農家に對してこそ積極的な、これからさらに土地の取得であるとか、あるいは開拓建設工事、あるいはまたこれに付隨する事業の面というものをもつと一貫した方針で、むしろこの構造改善事業に合わせて、從来もとつて参つたでありますようが、もちろん開拓建設工事あるいは付帯工事というものがありますね。そういうものに対してもこれまで全くまちまちだと思う、もう一貫してない。こういったものをむしろ積極的に結びつけて、答申の中にあるよ

うに見えているようですが、それでは、どうなたか御質問したかどうかわからず……。

○大河原一次君 そこでさらにお聞き申し上げたいんですが、何か私はそういう今後開拓政策をして、開拓農家対策はそのまま構造改善計画の先達として育成したいというようなことをもうたわれている現状だし、この今出された基本構想の中にそういう点が先のほ

うを考えると、私は何か矛盾を考えるのは、どなたか御質問したかどうかわからず……。

○大河原一次君 それはたいした追い

りませんけれども、今度出されました融資のいわゆる利子の問題ですね。構

造改善事業に対しては三分五厘に、土地取得等に対する四分五厘という問題が出てきているんですね。ところ

で自立された方々もあるわけでありま

す。また一方、同じその地域の中でそ

の委員会でも申し上げましたが、まあ

六分五厘の関係のものと、それから今

度の関係のものとそれを照らし合わ

して見まして、融資の額なりそうい

たものを加重平均してみますと、先般

六分五厘の資金によりまして開拓地

で育成したいというようなことをもうた

う利子の三分六厘五毛ということで

やっているわけでありまして、ひとま

ず……。

○大河原一次君 それはたいした追い

りませんけれども、今度出されました融資のいわゆる利子の問題ですね。構

造改善事業に対しては三分五厘に、

申上げたいんですが、何か私はそういう今後開拓政策をして、開拓農家対策はそのまま構造改善計画の先達として育成したいというようなことをもうたわれている現状だし、この今出された基本構想の中にそういう点が先のほうに見えているようですが、それでは、どうなたか御質問したかどうかわからず……。

○大河原一次君 それはたいした追いりませんけれども、今度出されました融資のいわゆる利子の問題ですね。構造改善事業に対しては三分五厘に、土地取得等に対する四分五厘という問題が出てきているんですね。ところ

で自立された方々もあるわけでありまして、その三分六厘五毛の資金によりまして開拓地

で育成したいというようなことをもうた

う利子の三分六厘五毛といふことで

やっているわけでありまして、ひとまず……。

○大河原一次君 それはたいした追い

りませんけれども、今度出されました融資のいわゆる利子の問題ですね。構

造改善事業に対しては三分五厘に、

た今度は五分資金については、ただ五

厘引き下げた五分資金の問題がこの法律案の中身になつてきているわけですが、

その点考へるとちょっとあまりひど過ぎはしないか。開拓農家の構造改善事

業に対しても何か冷たいのじゃないか

と、いう気がする。どうですか、この点

は、これは基本營農資金ですね、に対する利子が三分六厘五毛だ。ところが

構造改善のほうに対する三分五厘

です。さらに一般のあれに対しても五分

資金という問題から考へると、片方の構造改善事業に対しては三分五厘、土

地取得に対する四分五厘、こういうふうになつてますね、違つてますね。この点先ほど僕が申しましたように、積極的に構造改善事業の中に織り込んでいく、その先達とならしめる

ということを言つておる今日、その利子の面についてちょっとと矛盾しているのではないかと思います。この点はどういうお考へからきているんで

ですか。

○大河原一次君 そこでお聞き申しますが、現在の段階ではこの構想でもつておるわけでございます。今後この点を

実地に個別の調査あるいは標準設計に照らした個別の設計に入る段階に

おるわけでございます。今後この点を打ち立てたい、かのように考えており

ます。

○大河原一次君 そこでさらにお聞き申しますが、何か私はそういう今後開拓政策をして、開拓農家対

策はそのまま構造改善計画の先達として育成したいというようなことをもうた

う利子の三分六厘五毛といふことで

やっているわけでありまして、ひとまず……。

○大河原一次君 一般農家のリク以外から選定するという言葉が何か入つておったと思うのですが、それは選定

うの仕事になりますと、これはある程度の政治的な配慮の点もございまして、指定地域につきましては三分五厘

ます。しかしながら、それ以外の指定地域に入らない場合の方々に対しても、やはり構造改善事業の資金が融資されることになつております。これはたと

ういふことであります。これはたとえ果樹の植栽であるとか、あるいは畜産関係の施設の問題であるとか、いろいろございまして、これに対しても

六分五厘の融資をやつたりしておるわけでございます。

○大河原一次君 そういふ構想ででき上がつておるわけですが、この

金問題ですよ。

○政府委員(任田新治君) その程度でやつておるわけでありまして、その三分六厘五毛の資金によりまして開拓地

で自立された方々もあるわけでありまして、その三分六厘五毛の資金によりまして開拓地

で育成したいというようなものを加重平均してみますと、先般

六分五厘の資金のものと、それから今度の関係のものとそれを照らし合わ

して見まして、融資の額なりそうい

たものを加重平均してみますと、先般

六分五厘の資金のものとそれから今度の関係のものとそれを照らし合わして見まして、融資の額なりそうい

たものを加重平均してみますと、先般

六分五厘の資金のものとそれから今度の関係のものとそれを照らし合わして見まして、融資の額なりそうい

たものを加重平均してみますと、先般

六分五厘の資金のものとそれから今度の関係のものとそれを照らし合わして見まして、融資の額なりそうい

たものを加重平均してみますと、先般

六分五厘の資金のものとそれから今度の関係のものとそれを照らし合わして見まして、融資の額なりそうい

たものを加重平均してみますと、先般

六分五厘の資金のものとそれから今度の関係のものとそれを照らし合わして見まして、融資の額なりそうい

たものを加重平均してみますと、先般

六分五厘の資金のものとそれから今度の関係のものとそれを照らし合わして見まして、融資の額なりそうい

たものを加重平均してみますと、先般

しゅうござりますか。

○政府委員(任田新治君) 除例外を申し上げましたが、その対象の中で将来二類に認定される方々を対象にすると二類に認定されることがあります。

○大河原一次君 わかりました。

時間も来ておるようですから、最後に一つ。またあらためて大臣に御質問しなければならないので、大臣が来てから御質問したいと思うのですが、最後に局長に御質問申し上げたいことは、もちろん豪雪以外の風水害やその他災害に直面した場合に、既存農家よりかは一番打撃を受けるのは、私は開拓農家だと思う。いわば災害に弱い体質を開拓農家自身が持つておるのじゃないかと思うのですね。これに対して、今当局としては、どのような対策を持つておられるか、それを最後に一つお聞きしたい。

○政府委員(任田新治君) 今回の豪雪は、規模からいいまして非常に大きいわけですが、毎年雪害あるいは水害というようなことで、開拓農家が被害を受ける場合が非常に多いわけあります。今回もこの点は十分処置をしなければならない。

まず第一点の問題といたしましては、農家の農業施設、これは家も、農家のものも含みますが、家を含めまして全壊家屋に対する補助金を出すとか、そういう処置はもちろんどたいのであります。それ以外に、今度の場合は雪の中のものの状態がどうなっているかということは、これはなかなか判明はあとになると思うのでし

て、この結果農作物というものに相当不便を感じて生計の道でこのような状況になつたんでは、これは食べていかれないといふような、そういう場合が

出でるので、その適用の範囲に入れれば、天災融資法の指定があれば、その関係で自創資金の融資をする。またそ

れに該当しない場合には、振興法に基づきますところの災害対策資金といふものでもって処置をしていきたいといふふうに考えるわけあります。もちろん、このような処置は今後いつやらなければならぬかということにつきましては、今のところまだそういう事

態が明確に報告されて参つておりません。全国的には既農家も開拓も合わせまして、今のところ五億二千万元ばかりの被害報告が出てるといふことでございます。これは施設関係ですが、あと作物の被害その他については今資料を持っておりません。

○大河原一次君 今の豪雪問題とも関係するのですが、今日の開拓農家のいわば當農の問題ですが、ひとことは、わゆる大麦ですか、いわゆる麦類あるいはまた雑穀、イモといったものがわゆる八〇%ですかね、八〇%ひとところ占めておったと記憶しておりますが、おしなべてこういうような状態になつておるときに、この豪雪からいわゆる農作物の被害といふものは甚大なものであります。それで、今のと関係するの

おいて、農家の作物、作付の場合、どの程度になつていますか。麦、雑穀、大豆といつたものが一ころは八〇%を

占めて、果樹、畜産が二〇%ですか、現在はそのエーソトがどのくらい変わっているのですか。資料があればい

りますよ。

○政府委員(任田新治君) きょう差し上げた資料には入つております。各年次につきまして、簡単に申し上げます。麦類は昭和二十五年の時代には一二%を占めておつたわけであります。が、昭和三十年になりますと一〇・七%、それから三十五年になりますと減りまして一一・六%と、こういうことになります。

○渡辺勘吉君 昨日、十二日の委員会で資料要求して、きょういただきました。まだ要求しているもので出てないものがありますが、それをひとつ即刻提出していただきたい。それは開拓の基幹工事等の基本的な事業の進捗状況と今後の計画というのを資料要求しました。森委員から資料要求したはずです。森委員から資料要求したはずです。その資料、それから北村委員から要求した第二次の振興計画、これの資料の提出を急いでお願ひしたい。それから、旧債整理の計画についての資料も提出を要求しております。それが、これまでと申しますと、その全部と言つたって、あ

上げても、その全部と言つたって、あまり膨大で非常にロスも多いような資料までと申しますと、その小委員会の資料であるとか、こういうものはすでにありますので、今回差し上げるわけあります。それをお預けください。このはすでにありますので、

組合系資金、それの内訳と、金融機関の内訳の資料をお願いしたい。それから、審議会に出した資料というのとは、これだけだったんですか、きょう出て

いる。これをちょっと伺います。これだけだったんですか、きょう出て

出いたしました資料は、非常に膨大で

ございまして、実はこの御要求のありました北村先生のところへ、この程度のものがあると申し上げまして、あま

りに膨大でございまして、一覧表がございますが、非常に膨大なこのくらいの資料になりますので、内容を御説明申し上げまして、これを簡略化しまして開拓地の現況というものを提出さればよろしいというお話をなりまして、それを提出することに今準備をいたしました。それをお預けであります。それ以外に、そこに差し上げておりますところの小委員会の資料であるとか、こういうもののはすでにありますので、今回差し上げるわけでござります。

○渡辺勘吉君 全部

午後零時十五分休憩

午後一時四十七分開会

○委員長(櫻井志郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

午前に引き続き、開拓者資金通法の一部を改正する法律案に対し、質疑を行なうことになりました。

○大河原一次君 午前中お聞きした点で、まだ了解のいかぬ点が私ありますから、その点だけ……。

先ほど構造改善計画との関係においてお聞きしたのですが、その点で一応わかった点は、開拓地域がたまたま構造改善地域の中に開拓部落あるいは開拓農家のあつた場合には、当然その地域の中に入る、そうしてその中で構造改善の計画あるいは実施が進められるのだという、そういうことでございましたね。その前に、たまたま今後の開拓農振興新計画が実施される場合に、たとえば何というのですか、個別計画とか地域計画が立てられますね。

これは、開拓農の場合は、その個別計画なりあるいはまた地域計画が立てられる場合に、一面には、たまたま構造

○委員長(櫻井志郎君) ちょっとと速記を止めます。

○政府委員(任田新治君) 明後日ならば……。

○委員長(櫻井志郎君) ちょっとと速記を止めて。

○政府委員(任田新治君) ただいま渡

から、これも資料でひとつ出していたときだ。それから、金融機関の融資現況は金融機関別に、資金別にと申し上げたが、政府資金あるいは公庫資金、

たしてりっぱであるということがわれわれとしても確信ができる。そういうものであれば、これは積極的に指導して、このように持つていつたらどうかといふことも勘探できるかと思ひます。

○大河原一次君 なぜ僕はそういうことを申し上げるかといふと、一つは耕地の面積の制約とか、いろいろな問題があればこそ、そういうふうに考えられるのですがね。なるほど現在開拓農家の一戸当たり耕地面積といふものは平均幾らになつておりますか。これは北海道を除いた内地だけで開拓農家の一戸当たり耕地面積……。

○政府委員(任田新治君) 内地では二町三反です。

○大河原一次君 その二町三反というのは、全面的に利用耕地として利用されておるわけではないでしょ。それは結局持つているというだけで、二町三反です。

○政府委員(任田新治君) ただいま申し上げましたのは耕作面積でござい

ます。

○大河原一次君 そこで僕は、今後やはり協業という問題を考えたり、そういう傾向を助長するためには、一面には、それは農民が自主的にそういう協業の方策を取りたいときには、積極的に指導に当たるべきだと思う。そういった場合に、たまたまこういう問題があるでしょう。周辺における建設工事や附帯工事が十分でなかつたという場合と、それからいま一つは、協業の場合に平均持つておられる、今二町幾らと言われましたけれども、実際

利用されてない点も含まれておるわけですから、こういう場合に土地取得といふこと、地元住民としての土地取得が、このように持つていつたらどうかといふことも勘探できるかと思います。この問題が出てくると思います。御承知のように、いろいろ面で土地価格の値上がりや何か行なわれています。したがつて、この耕地の獲得といふ場合におきましても、いろいろな支障が出てくると思うのですね。同時に、一面には今まで行なつてきた、あなたたちが失敗だったと認められるよう、いわゆる適地にいくかどうかという調査、開拓農地の調査というものを明確にしていかなければならぬと思ひます。だから今後のいわゆる新規入植者のじやなくて、既耕作の方々の協業等により、あるいはまた個人別による土地取得の場合に、その農民の要望に応えられるかどうか、どういうふうにされはどうですか。

○政府委員(任田新治君) 土地自体の将来の経営面積であるとかいうものにつきましては、それぞれの開拓地の内部におきまして、基本的な工事をする、あるいは排水の施設をする、灌漑の施設をするというようなことをしながら、お聞きしておきたいと思います。

○大河原一次君 そこで僕は、今後やることは、開拓地の内に畜産の面が僕は開拓地として取り上げていつは先ほど申し上げましたように、畜産の面が僕は開拓地として取り上げていいんじやないかと判断するんですけど、その前の問題は、飼料ですが、飼料の場合のいわゆる自給飼料として畜産の面が僕は開拓地として取り上げていいんじやないかと判断するんだけれども、その点はどうですか。

○政府委員(任田新治君) 将来の経営面積であるとかいうものにつきましては、それぞれの開拓地の内に畜産の面が僕は開拓地として取り上げていいんじやないかと判断するんだけれども、その点はどうですか。

○大河原一次君 そこで僕は、今後やはり協業という問題を考えたり、そういう傾向を助長するためには、一面には、それは農民が自主的にそういう協業の方策を取りたいときには、積極的に指導に当たるべきだと思う。そういった場合に、たまたまこういう問題があるでしょう。周辺における建設工事や附帯工事が十分でなかつたという場合と、それからいま一つは、協業の場合に平均持つておられる、今二町幾らと言われましたけれども、実際

ければ当初の予定の面積が確保できぬといふことが、一応ふるいにかけられましてでき上つてゐるのです。この地区をいわゆる振興地区といふ名前を使いまして、それにつきまして特に重点をおいたやり方を現在まで続けておるわけであります。全体のこのようないう調査、開拓農地の調査というものが、このようないう積極的な施策が必要だと思うのです。だから今後のいわゆる新規入植者じやなくて、既耕作の方々の協業等により、あるいはまた個人別による土地取得の場合に、その農民の要望に応えられるかどうか、どういうふうにされはどうですか。

○大河原一次君 飼料やなんかが中に協業の問題も、これから傾向としては、僕はもっと助長させるべきじやないかと思うが、同時に一面には、それによって一つは先ほど申し上げました生産地形成、特に酪農とか、畜産、果樹という方向も考えられるのです。特に畜産の面が僕は開拓地として取り上げていいんじやないかと判断するんだけれども、その点はどうですか。

○政府委員(任田新治君) 私の質問については、前にやつた人たちとあるいは重複する点があるかと思いますが、その点はひとつ、前に答えたのは答えたと、こういふふうにして、簡明にお答え願いたいと思います。

○安田敏雄君 私の質問については、まず第一点としてお聞きしたいのは、この新しい法案は、審議会の答申に基づいて審議会のその意見を尊重して、その一部の問題として、今度の融資法の改正を出したものだと思いますけれども、さうでござります。

○政府委員(任田新治君) 審議会の答申に基づきまして、その答申を極力尊重して、今後の施策をやつていただきたいと考え方方に立ちまして、まず三十一年度に実態の調査をいたしまして、全体としての第二次振興計画といふもののが改訂いたしておりません。本日差し上げました資料のよう、開拓農振興対策の構想といふ段階でござります。

○政府委員(任田新治君) 形式張ったと申しますが、一応オーバーライズされたような第二次振興計画といふものはまだ確立いたしておりません。本日差し上げました資料のよう、開拓農振興対策の構想といふ段階でござります。

○安田敏雄君 構想は今もあつたばかりで何でそれども、その最も重点とするところは具体的にどういうふうに考えますか、一、二、三くらいでいいのですが。

○政府委員(任田新治君) この構想の骨子となるものは、もちろん開拓農業振興審議会の答申に基づいておるわけでありまして、既入植の開拓者の皆さ

度によって再来年になるのか知らないけれども、まだ抜本的な改革の要綱を盛った法案を考えている段階だと、このことなんですか。

○政府委員(任田新治君) 当面の処置を今国会に提出しておるわけでございまして、それ以外の第二次の振興の全問題につきましては、今後さらに検討を続けまして、そうして必要な法律の改正をすれば、それはそれで検討していきたいと考えております。

○安田敏雄君 そうしますと、まだ改めて、三十七年度から公共事業に取り入れまして、相当大きな予算の増を示しております。極力そのほうには、重点を置いて今後進んでいかなければなりません。また一方、畜産局におきまして八〇%ぐらいを占めておるのでないかと思います。

○大河原一次君 あとでまた質問申し上げます。

○大河原一次君 あとでまた質問申し上げます。

○安田敏雄君 私の質問については、まず第一点としてお聞きしたいのは、この新しい法案は、審議会の答申に基づいて審議会のその意見を尊重して、その一部の問題として、今度の融資法の改正を出したものだと思いますけれども、さうでござります。

○政府委員(任田新治君) 形式張ったと申しますが、一応オーバーライズされたような第二次振興計画といふものはまだ確立いたしておりません。本日差し上げました資料のよう、開拓農振興対策の構想といふ段階でござります。

○安田敏雄君 構想は今もあつたばかりで何でそれども、その最も重点とするところは具体的にどういうふうに考えますか、一、二、三くらいでいいのですが。

○政府委員(任田新治君) この構想の骨子となるものは、もちろん開拓農業振興審議会の答申に基づいておるわけでありまして、既入植の開拓者の皆さ

ます。まだこれからいつになるかわかりませんが、来国会にあるのか、経過年点を考えていきたいということで――

○安田敏雄君 そうしますと、これはその答申に基づいて、その開拓農業の発展についての一部分の改正案であつて、まだこれからいつになるかわかりませんが、来国会にあるのか、経過年

はこの際一線を画して、他に新生面を開いていたが、それが骨子になりました。具体的にその処置を考えたい。要は、この開拓者の方々を立つ。要は、中庸農家のレベルに達しておられる方々に対しては、これでいいということになるわけでありまして、もちろん、すでに付近の分類いたしまして、そうして対象とする方々に対し、今後重点を置いて振興をはかっていきたいという趣旨でございます。

○安田敏雄君 実は、今、局長の言わされた第一点は、開拓當農地において、第三類と申しますか、そういうものは整理していくかなければならぬ。その上に立つて自立經營農家を中心と考える、こういうようなことでございまして、それは一応その基本法の考へて、それも第三類を一應企業として、第一類、第二類等の、ものによつてむしろ、その共同經營といいますか、そういうもののほどの協業といいますか、その関係からして、自立經營中心では、なかなかそれはむずかしい問題になつてくるのじやないかと思いますが、そういう点についていかがですか。

○政府委員(任田新治君) 御承知のとおり、終戰直後の入植者数というのと、當時非常に多いわけであります

が、逐次新規入植が減つて参つておる

わけであります。したがつて、おおむね昭和二十五年あるいは三十年、今回取り上げようとしてわれわれとして考えておりますのは、昭和三十一年度入植以前の方々でござりますが、ある程度それぞれの立場でそれぞれの農業に対する技術でもってやっておられますので、ある程度の落ちつきをみせ、逆に、そこに一つの階層も出てきておる

ところは、これは事実であります。したがつて、一般的な農家の場合と大いに趣を異にしています。協業ということからいきますと、これは比較的その方向に向きますが、これらは依然として、一般の既農家の場合と大いに趣を異にしております。協業といふことからいきますと、これは比較的その方向に向りますが、これらは依然として、一般的な農家の場合と大いに趣を異にしております。協業といふことからいきますと、これは比較的その方向に向りますが、これらは依然として、一般の既農家の場合と大いに趣を異にします。しかしながら、あらためてここで自立していこうということに大部

の方々があつて、どうしても手を引つ張つていけば、皆がそつともうしなれば引き上げることができるということになれば、そこは彈力的にわれわれは当然考へなければならない、かよう

に思ひます。しかしながら、そのうちに弱いのはあきらめてしまふ。こういうような形になる、そういうふうに思ひます。したがつて、やはり當農のほうにうわけですが、その点どうですか。

○政府委員(任田新治君) 昨日の資料で御説明申し上げましたように、全国でとにかく二百幾つの類型が一應でき上がつておりますけれども、この類型の中には、もちろん牧畜を中心としたものもあれば、ただいま先生がお話をなしましたように、協業あって初めて成り立つというような類型もあるわけであります。こういう点からいきまして、その中におられますところの開拓者の中でも、特に今後の協業が十分働くことによってその開拓者が救われていくといふ見込みがはつきり立つていけば、これは当然手を相携えて進んでいく方向に指導し、また、助成もしていくふうに考えます。

○安田敏雄君 農業一般について、常にその土地と配分のときに、条件の

とはわかっているが、農業自体の中に地域的な格差がある。また、その地域は何といいますか、過去の當農の中から、家族数の構成というような問題か、非常に借金を背負つて苦しいといふような人たちもある。しかし、型は同じである。だから、そういうような地域においては、かえつて自立經營と並んで、ある程度の落ちつきをみせ、逆に、同じような地域においては、なかなかそういう問題よりも、いろいろ出荷体制に問題にいたしましても、これは共同經營といふことは政府側きらうわけですけれども、一步譲つて、協業という形の中から、協業の助長といふこともあるわけですから、そういうような点についても、かえつて指導しいいのじゃないか。指導育成といふことになると、少し弱いのはあきらめてしまふ。こういうような形になる、そういうふうに思ひます。したがつて、やはり當農のほうにうわけですが、その点どうですか。

○政府委員(任田新治君) ただいまお手元でございますのは、資金の種類別に、いろいろの運営をする場合におきましても、一切の家庭用品から當農機械までのものを差し上げておりますが、機関別で資料を出てからにいたしますが、あつても、その中で償還しないで残額があるはづですね。それらについても、ひどつどの程度のものか、お願ひしたいと思います。と同時に、特に、すでに離農した人たちが六万人近くいるわけですから、こういう点についても、やはり、それらの離農した人たちが多少なりとも、その負債整理の状況はどうなつているのか。概略でいいですから、今おわかれになれば……。

○政府委員(任田新治君) ただいまその右に「うち延滞元金」と書いてござりますが、これは先般來、条件緩和の法律に基づきまして旧債を整理いたしましたが、これは个人別のものになつたわけではありませんけれども、この資料を見ますと、開拓融資に關係する政府資金を出した総額は二百八十五億ですか、わ

がなければこれから農政というものはやつていけない、こういうふうに思はうわけです。まあ負債制度の問題はその程度にしておきます。

それから私はよくわからぬのですけれども、今度の経過の措置を見ますと、大体これは条件緩和策なんですね、積極的なものはないわけですよ。で、開拓地のやっぽし一番問題点になつたのは、負債の整理と建設工事と過剰人植だと、こういうふうに考えられるわけですね。土地の狭いところにやたらに行つたといふことは、こういふうな条件があるわけです。そういう中では、なかなかこういう三つのものが完備していかなければ開拓地はよくなりません。単にその答申案が出たから一つの緩和策だ、こういうことであるわけでございますが、過去において、金利の問題、あるいはまた償還を長期化するということについて条件を緩和してきたわけです。こういうふうに、小刻みにやらないで、なぜもつと一ぺんにびしゃっと私は大幅な緩和をしてやらないか。今度だって、これはもうこの法律の第一条の第二項の二ですかに該当する人だけの緩和策なんですね、ほかのものの緩和は何もないわけですね。だから、そういう小刻みなまでも五分五厘を五厘切り下さないで、こんなものは大いに改善事業についての土地取得金は相当低利で貸すようになつたわけです。だから抜本的に今度も五分五厘を五厘切り下さないで、こんなものは大いに五千円の金を払うところを五千円切り下さないで、こんなものは大いに五千円という金を十二ヶ月で割ればどういふうになる、大したものじゃない。

下げたところで、年で五千円だ、五千円という金を十二ヶ月で割ればどういふうになる、大したものじゃない。

こんなものでもって、開拓農が進む酒一升ぐらいにしかならんでしょう。うふうに思うのですが、この点についてどう思いますか。

○政府委員(任田新治君) 過去においていろいろの条件緩和をやり、あるいはその一例としまして利子の引き下げをする、また、特に困りの方を対象

ますと、確かにそのような感じがいたすわけあります。しかし、開拓の関係は、昭和二十年から始まって今日までございますが、この点小刻みだといふことにつきましては、今日になつて

ますと、確かにそのように申し上げたのが三万二千戸でござります。この方々は予測でございますので、必ずしも結果的には

まだあらゆる面で十分とは言えまでも、とにかく融資の措置としてはいまして、その点、われわれとして

も、まだあらゆる面で十分とは言えますと、確かにそのような感じがいたすわけあります。しかし、開拓の関係は、昭和二十年から始まって今日までございますが、この点小刻みだといふことにつきましては、今日になつて

ますと、確かにそのように申し上げたのが三万二千戸でござります。この方々は予測でございますので、必ずしも結果的にはまだあらゆる面で十分とは言えますと、確かにそのような感じがいたすわけあります。しかし、開拓の関係は、昭和二十年から始まって今日までございますが、この点小刻みだといふことにつきましては、今日になつて

ますと、確かにそのように申し上げたのが三万二千戸でござります。この方々は予測でございますので、必ずしも結果的にはまだあらゆる面で十分とは言えますと、確かにそのような感じがいたすわけあります。しかし、開拓の関係は、昭和二十年から始まって今日までございますが、この点小刻みだといふことにつきましては、今日になつて

ますと、確かにそのように申し上げたのが三万二千戸でござります。この方々は予測でございますので、必ずしも結果的にはまだあらゆる面で十分とは言えますと、確かにそのような感じがいたすわけあります。しかし、開拓の関係は、昭和二十年から始まって今日までございますが、この点小刻みだといふことにつきましては、今日になつて

ますと、確かにそのように申し上げたのが三万二千戸でござります。この方々は予測でござりますので、必ずしも結果的にはまだあらゆる面で十分とは言えますと、確かにそのような感じがいたすわけあります。しかし、開拓の関係は、昭和二十年から始まって今日までございますが、この点小刻みだといふことにつきましては、今日になつて

第八部 農林水産委員会会議録第七号　昭和三十八年二月十四日　【参議院】

○政府委員(任田新治君) 第三類の農家は、今後昭和三十八年度におきまして個々の個別設計をやつていった上に、温情はよくわかるわけです。しかしながら、本年度予算が千三百戸で、三十万円、あとは土地の売買、手放して、現在のところ、もちろん確定的な数字はわかつていません。ただ、昨日は、今までの要振興開拓者の範囲内ではなく、全般的にわれわれ考えました。が、振興対策の面で五厘ということでおいて、そこでの設計に乗り切らないであります。

○安田敏雄君 その気持はよくわかれていますが、一方、対象といったす入植者の状況からいきますと、従来の因についてどう思いますか。

○政府委員(任田新治君) 過去においていろいろの条件緩和をやり、あるいはその一例としまして利子の引き下げ

をする、また、特に困りの方を対象

ますと、確かにそのように申し上げたのが三万二千戸でござります。この方々は予測でござりますので、必ずしも結果的には

まだあらゆる面で十分とは言えますと、確かにそのように申し上げたのが三万二千戸でござります。この方々は予測でござりますので、必ずしも結果的には

まだあらゆる面で十分とは言えますと、確かにそのように申し上げたのが三万二千戸でござります。この方々は予測でござりますので、必ずしも結果的には

まだあらゆる面で十分とは言えますと、確かにそのように申し上げたのが三万二千戸でござります。この方々は予測でござりますので、必ずしも結果的には

まだあらゆる面で十分とは言えますと、確かにそのように申し上げたのが三万二千戸でござります。この方々は予測でござりますので、必ずしも結果的には

いうことでは、これは永久に不可能だということになる。どうも対策としておかしい。そんなら、そんなまないことを言わないで、第三類の、自由競争の中じゃしようがないから、とにかくこっちのほうの金利を大幅に引き下げるやるということのほうがまだいいです。計画はいい、構想だけはいいけれども、実際の構想を見るに、本年度千三百戸、三十万円、これじゃ何にもならぬ。そういうところに、いつまでも開拓地の問題は社会問題がつきまとわなければならないと思うんです。それを除去するには、もっと積極的な対策を考える必要がある。炭労のあの実例を見れば、はつきりわかるわけなんです。三万二千戸は、見えないわけであります。食つていけないんだ。現在、これからますます物価が賃貸する、そうすれば、ますます食つていけないということになる。一体、そういうような問題についてどういうようふうに考えておられますか。振興対策とは別なんですかね。振興対策のボーダーラインに乗らない以下の人たちなんです。これがまず先決的に考えられなければ、振興対策は出てこない、こういうふうに思うわけですが、御答弁

五年度からの離農勧告によりましてやつて参りました実績に基づきまして、大体趨勢がこうだらうというふうなことを言つてあります。三十八年度から個別の設計を頭に描いて、各開拓者の皆さん方と協議を進めていく場合に、次第にこの内容がはつきりして、いくわけでありますので、もちろん、千三百戸というこのような形が今後そのまま続していくんだというふうには、私のほうとしては決して思つておるわけではありません。実態に沿うようにその戸数も要求いたし、またその一戸々々の手当と申しますか、対策に対する必要な経費についておるわけではありません。実態に沿うようにそのまま続けてはまるのではなくならないといふうに思つております。

○安田敏雄君 これは農林省の行政の中から出てくる大きな一つの問題になります。ですから、これらの開拓地の振興対策というものを、基本的には第三類を含めて當農振興をしていくと、いうなら、これは話もわかるのですよ。第二類の条件緩和策をやって、これを第一類にしていこう。しかば第三類は、これは犠牲にならざるを得ないといふことになる。その犠牲を最小限に食いとめるためのいわば方策となりますが、なかなかこれは納得がいかないことになるわけですね。ところが、そのものがわざか三千万円の手切れ金だけでは、これはどうにもならぬでしょう。あとの土地が百万とか二百万に売れるならまだしも、あとの土地はそんなに売れるわけはない。おそらく開拓地の所は反当たりせいぜい十萬円ぐらい、普通の人たちのように三

十万も四十万もの時価相場で売れるわけもない。高い金を、またそういう賣買が行なわれたとしても、政府での取得金をそんなに大幅に貸すわけにはいかぬですから、離農していく人が土地を売ったって、結局取るものはずかな金しか取れぬということになります。だから、三十万プラス・アルファでは、これはすべて離農して行つたって——りっぱな就職口があればいいのだけれども。そういうよろな問題についてやはり積極的に対策して、それがます前提条件になつて、今度は開拓地の當農振興をどうするかといふと

ころへ私は施策が向いていかなければならぬ。こういうように思うわけでござります。この点は今後の問題として、農地局長、積極的に——農地局長、気持では私はそうしたいのだけれども、現在の農林省のワクの中ではできないのだ、残念ながらできないのだと、こういうことじやないかと思うのですが、そういうようによく理解していくですか。
○政府委員(任田新治君) 一昨日も申し上げましたように、どうか昨年の十一月でもつてデータがわかつたといふことございまして、それに対しまして政府部内でどのような措置を昭和三十八年度に急速にとるということに出することは困難であったと思います。

○安田敏雄君 まあその問題は非常に大きな問題ですから、この辺にしてお

きますけれども、何か第三類を私は切り捨てごめん政策のような感じを受けたなんですよね。

○説明員(檜垣徳太郎君) 土地取得金につきましては、構造改善地区にかかります土地取得金の金利は、先生のおっしゃいましたように年四分でございますが、それ以外の地区につきましては四分五厘ということに現在の制度ではなつておるわけでございます。そこで、開拓地につきましても、これは構造改善の一地区たり得ることは当然でございまして、したがつて開拓地が、開拓地について構造改善事業が行なわれるという場合には、二類農家に対してももちろん四分の金融は可能になるわけでござります。また、土地取得金を構造改善地区以外の二類農家が借り入れたしまして経営の規模を拡大たい

○政府委員(任田新治君) この問題は構造改善の関係の融資ともにらみ合わせまして考えておるわけでございますが、同じ開拓者に融資する場合の経過的なことを考えてみまして、当初三分六厘五毛の融資でもつて、しかも十分六厘五毛のワクで、それでつぱに立ち上がつた方々もござりますし、それから數年あるいは十数年以後にお困りになつて借りたいという方もあるわけですが、同じ開拓地につきましては、二類農家に対してももちろん四分の金融は可能になるわけでござります。

○安田敏雄君 それはわかりました。そこで、法案を見ますと、三分六厘五毛ですか、法文の第一条第一項の第一号ですか、一号と三号、こういうようないふうなものは三分六厘五毛、今度は条件緩

こに新しく田畠輪換であるとか、あるいは畠地灌漑であるというような問題が出て参りまして、その地区としてはもう一步開拓地という考え方から脱却して新しく土地改良事業をやるというような形になって参るわけでありまして、そのような場合に、その開拓地の改良事業に対しまして、これは既農家扱いといいますか、既農家並みに五割の補助を出したり、また特別の事情のものにつきましては三分の二を出すというようなものがございます。これはあくまで既農家並みに扱えるという考え方でいたしております。一方、また基本建設工事につながるところの開拓地の付帯工事につきましては、どの地区がどうという考え方を持つことはできませんで、一時的に付帯工事の補助率でもってやっておるわけでございます。県によって若干それに置きをする県もあるうかと思いますが、ただいまのところ、国として今特にその問題を取り上げてどのように勧奨するということも、なかなか開拓地自体の自立の程度あるいは経済状況の問題がござりますので、一概にはいえないのじゃないかというふうに思います。

○安田敏雄君 これは私は、どういう事業を該当開拓地でやったかという内容については、まだ調べてないからわからぬのですが、ただあすこの静岡県と山梨県の境の豊茂開拓団、農林省で今度本橋から水を揚げましたね。四千万円ばかりの工事ですが、去年。そういうようなところの豊茂開拓団の組合長をやっている竹内君から聞いたのですが、國が補助をやってくれるものについて、これは今既設の農家と同

じような、一般農家と同じような事業をやるかもわかりません。ある程度育つて参りますと。しかし、そういう農林省が親心を持ってやつてくれるやつに對して、県はかえつて、まるでいい、それもいいけれども、一分か二分だか補助してくれるならいいけれどもにつけましては三分の二を出すというような工合に腰をかけ。それもいよいよもおれのほうでやつたんだというかにもおれのほうでやつたんだといつに對して、県はかえつて、まるでいい、それもいいけれども、一分か二分だか補助してくれるならいいけれどもにつけましては三分の二を出すと

いうような行政をおくらせるようなネットになつてゐる、とんでもないことだとういうような抗議を受けたわけなんですよ。ですから、そういうような行政措置はあまり芳しいことじやないので、特に今後そういうような問題についておきましては、そろそろ年を重ねてやつておきます。

それから、まだ落としたのですけれども、もう一つ、この開拓地の振興に於ては建設工事が重大な一つの要素になります。この点は特に要望申し上げ

ざいます。開拓地農振興対策當農基盤整備事業進捗状況および残事業完了目標」というのがございます。これは昭和三十二年に出で参りました當農振興臨時措置法によりまして、不振開拓地がそれぞれ指定をされたわけでありまして、その開拓地の建設工事につきますが、その開拓地の建設工事につきましては、三カ年でもって個別設計をやります。で、その指定され

いるものが一番左の欄にございますように、總事業量として出てきておるわけでありまして、六百六十七億という

ことになつておるわけであります。この仕事が始まりまして、特に振興対策地区につきまして重点を置いてやつておきましたが、予算の配分上

必ずしもわれわれの思うとおりになつておりません。その真中あたりにござりますが、三十七年度までの小計

がございまして、六百六十七億の総事業に対しまして三百十五億八千万とい

う进度を示しておるわけでありまして、まだ五〇%には達していないわけ

でござります。しかしながら、三十七年度と八年度の面において御比較願いたいと思いますが、残事業が逐次終息していくわけであります。三十七年

になるわけですね。發展について。ですから、建設工事が當面、最近展望して、向こう五六年ぐらゐの間において

一体どのくらいの計画をするつもりでございますか、また実行していくつもり

ますけれども、何か資料ありますか。**○政府委員(任田新治君)** けさほど配

付いたしました資料でございます。まだ御説明は申し上げておりませんが、

こういう、数字が入った一枚刷りでござります。このようなものもございますが、

(持分の譲渡)

第十二条 出資者は、基金の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 都道府県及び林業者等でなければ、出資者の持分の譲渡しを受けなければならない。

3 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

(持分の共有の禁止)

第十三条 出資者は、持分を共有することができない。

(登記)

第十四条 基金は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

(登記の禁止)

第十五条 基金でない者は、林業信用基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)
第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金に準用する。

第二章 役員等
(役員)
第十七条 基金に、役員として、理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。
2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事七人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第十八条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行なう。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 職務上の義務違反があると

2 大臣が任命する。

3 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

4 第十九条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

5 理事は、理事長が農林大臣の認可を受けて任命する。

6 第二十一条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることがきる。

3 (役員の任期)

4 第二十二条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることがきる。

3 (役員の欠格条項)

4 第二十三条 役員(非常勤の者を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

5 (役員の兼職禁止)

6 第二十四条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が基金を代表する。

7 (代理人の選任)

8 第二十五条 理事長は、理事又は基金の職員のうちから、基金の従事する事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

9 (職員の任命)

10 第二十六条 基金の職員は、理事長が任命する。

11 第二十七条 評議員会は、理事長が任命する。

12 第二十八条 評議員会は、理事長が任命する。

2 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員の役員を解任することができる。

3 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

4 次に掲げる事項については、農林大臣において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

5 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

6 業務方法書の変更

7 每事業年度の予算、事業計画及び資金計画の設定及び重要な変更

8 財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案の作成

9 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

10 出資者たる組合がその直接又は間接の構成員となつている林業者等にその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるものを貸し付けるために必要とする資金

11 (業務方法書)

12 第二十八条 評議員は、出資者(出資者が法人である場合には、その代表者)及び基金の業務に関し学識経験を有する者のうちから農林大臣が任命する。

13 評議員の任期は、三年とする。

14 第二十九条 第一項ただし書き及び第二項並びに第二十二条第二項の規定は、評議員について準用する。

15 第四章 業務

16 第二十九条 基金は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

17 (業務方法書)

18 第三十条 基金の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

19 一 保証の金額の合計額の最高限度

20 二 一被保証者についての保証の金額の最高限度

21 三 保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度

22 四 保証契約の締結及び変更に関する事項

23 五 保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件に関する事項

他基金の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。

2 評議員会は、前項に規定する事項に関する意見を述べることができる。

3 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

4 次に掲げる事項については、農林大臣において、あらかじめ評議員会に諮問しなければならない。

5 融資機関に対して負担する債務の保証

6 イ 出資者たる林業者等(その者が組合である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む)がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資する

7 と認められるもの

8 ロ 出資者たる組合がその直接の構成員となつている林業者等にその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

9 事項を調査審議することにより当該融資機関に對して負担する債務の保証

10 イ 出資者たる林業者等(その者が組合である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む)がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資する

11 と認められるもの

12 ロ 出資者たる組合がその直接の構成員となつている林業者等にその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

13 事項を調査審議することにより当該融資機関に對して負担する債務の保証

14 イ 出資者たる林業者等(その者が組合である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む)がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資する

15 と認められるもの

16 ロ 出資者たる組合がその直接の構成員となつている林業者等にその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

17 事項を調査審議することにより当該融資機関に對して負担する債務の保証

18 イ 出資者たる林業者等(その者が組合である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む)がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資する

19 と認められるもの

20 ロ 出資者たる組合がその直接の構成員となつている林業者等にその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

21 事項を調査審議することにより当該融資機関に對して負担する債務の保証

22 イ 出資者たる林業者等(その者が組合である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む)がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資する

23 と認められるもの

24 ロ 出資者たる組合がその直接の構成員となつている林業者等にその林業の経営に必要な資金で当該経営の改善に資すると認められるもの

25 事項を調査審議することにより当該融資機関に對して負担する債務の保証

26 イ 出資者たる林業者等(その者が組合である場合には、その直接の構成員となつている林業者等を含む)がその林業の経営のために必要とする資金で当該経営の改善に資する

27 と認められるもの

六 保証債務の弁済に関する事項
七 求償権の行使方法及び消却に関する事項

八 その他基金の業務の運営に関する重要事項で農林省令で定め

2 基金は、業務方法書を変更しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 基金は、業務方法書を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る部分を出資者に通知しなければならない。

(業務の委託)

第三十一条 基金は、業務方法書で定めるところにより、その業務(債務の保証の決定を除く)の一部を融資機関に委託することができ

2 融資機関は、他の法律の規定にかかるわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第五章 財務及び会計
(事業年度)
第三十二条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

第三十三条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 基金は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る予算、事業計画及び資金計画(これらが変更の認可を受けた場合に

あつては、その変更に係る部分)を出資者に通知しなければならない。

(財務諸表)

第三十四条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に、これを、出資者に送付するとともに、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を出資者に送付し、又は農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十五条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)

第三十六条 基金は、農林大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

ればならない。ただし、資金の不足のため償還することができない。

金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十七条 基金は、次の方によるとか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行又は農林大臣の指定するその他の金融機関への預金

二 国債、地方債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十八条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

(農林省令への委任)

第三十九条 この法律に規定するものほか、基金の財務及び会計に関する必要な事項は、農林省令で定める。

第六章 監督

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第四十条 基金は、農林大臣が監督する。

ができる。
(報告及び検査)

第四十一条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認められた者(以下「受託者」という)に對して報告をさせ、又はその職員に立ち入り、業務の状況若しくは

に、基金若しくは受託者の事務所を含む)は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十二条 基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十三条 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第五条第二項、第三十条第二項、第三十三条第一項又は第三十六条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

2 第三十四条第一項又は第三十八条の承認をしようとするとき。

3 第三十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

4 第三十条第一項第八号又は第三十九条の農林省令を定めよう

らない。

一 氏名又は名称及び住所の年月日

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

4 基金若しくは名称及び住所の年月日

5 法書、出資者名簿及び財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。

6 基金に対して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

7 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

8 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

9 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

10 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

11 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

12 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

13 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

14 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

15 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

16 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

17 基金に對して、その業務に關するため必要があると認めるとき。

とするとき。

第八章 罰則

第四十六条 基金の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をしたときは、五年以下の懲役に処する。

2 基金の役員又は職員であつた者が、その在職中に請託を受けて、職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに関し、わいろを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 犯人の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その金額を追徴する。東をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 前条第一項又は第二項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員若しくは職員又は受託者の役員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣は、一万円以下の過料に処する。

臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により出資者に通知をしなければならない場合において、その通知をしなかつたとき。

三 第十条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払いもどしたとき。

四 第十条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

五 第十四条第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

六 第二十九条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

七 第三十四条第一項の規定に違反して、財務諸表を出資者に送付しなかつたとき。

八 第三十七条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

九 第四十一条第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

十 第四十三条第一項の規定に違反して書類を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者名簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第一項の書類の閲覧を拒んだとき。

十一 第十五条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定するには、適用しない。

十二 第九条 基金の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかるとおり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

十三 第十条 基金の最初の事業年度の予

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 農林大臣は、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。(基金の設立)

第三条 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第四条 設立委員は、定款及び業務方針書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

第五条 設立委員は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、運営者は、前条第六項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、運営なく、政令で定めるところより、設立の登記をしなければならない。

第六条 基金は、前項の規定による設立の登記をする」とによつて成立する。

(成立当初の資本金)

第七条 基金の成立当初における資本金は、五億円を下るものであつてはならない。

(経過規定)

第八条 この法律の施行の際現に林業信用基金という名称を使用してゐる者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

九 第十五条の規定は、前項に規定するには、適用しない。

十 第九条 基金の最初の事業年度は、第三十二条の規定にかかるとおり、昭和三十九年三月三十一日に終わるものとする。

十一 第十条 基金の最初の事業年度の予

り引き受けた出資金の全額を、それぞれ払い込まなければならぬ。設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第十九条 第七号中「農業信用基金協会」の下に「林業信用基金法」を加える。

第十一条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改訂する。

第十三条 第九号ノ八中「又ハ開拓融資保証協会」を、「開拓融資保証協会又ハ林業信用基金」に改め。

第十四条 印紙税法(明治二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十五条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十七条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

第十九条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農業共済基金の一部改正)

第二十条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第二十一条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第二十二条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第二十三条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第二十四条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

算、事業計画及び資金計画については、第三十三条第一項中「當該事業年度の開始前」とあるのは、「基金の成立後運営なく」とする。

第十二条 登録税法(一部改正)

第十三条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第七号中「農業信用基金」の下に「林業信用基金法」を加える。

第十五条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう改訂する。

第十七条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改訂する。

第十九条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農業共済基金の一部改正)

第二十条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第二十一条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第二十二条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第二十三条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第二十四条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

第二十五条 第二号中「農業共済基金」の下に「林業信用基金」を加える。

(農林省設置法の一部改正)

合」の下に、「林業信用基金」を
加える。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法（昭和二十五年
法律第二百一十六号）の一部を次
のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中
「農業共済基金」の下に「、林業信
用基金」を加える。

昭和三十八年二月二十日印刷

昭和三十八年二月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局